

一、最新中国法令

- [国家发展和改革委员会办公厅等四部门关于做好2024年降成本重点工作的通知](#)

【发布单位】国家发展和改革委员会办公厅、工业和信息化部办公厅、财政部办公厅、中国人民银行办公厅

【发布文号】发改办运行〔2024〕428号

【发布日期】2024-05-13

【内容提要】该通知重点聚焦提高税费优惠政策的针对性有效性、持续降低制度性交易成本、缓解企业人工成本压力、降低企业用地原材料成本、推进物流提质增效降本等七方面。其中包括：

优化税费优惠政策
<ul style="list-style-type: none"> 适当降低先进技术装备和资源品进口关税。
持续优化金融服务
<ul style="list-style-type: none"> 健全全国一体化融资信用服务平台网络，扩大涉企信用信息共享范围。 优化动产融资统一登记公示系统和应收账款融资服务平台功能。
持续降低制度性交易成本
<ul style="list-style-type: none"> 营造公平竞争市场环境。制定关于完善市场准入制度的意见，修订新版市场准入负面清单，推动市场准入效能评估全覆盖。加强重点领域反垄断监管执法。开展涉及不平等对待企业的行政法规、规章、规范性文件和政策性文件清理工作。 优化外商投资环境。继续缩减外资准入负面清单，全面取消制造业领域外资准入限制措施，放宽有关服务业市场准入。扩大鼓励外商投资产业目录。加强外商投资服务保障。
缓解企业人工成本压力
<ul style="list-style-type: none"> 延续实施阶段性降低失业保险、工伤保险费率政策，实施期限延长至2025年底。 落实和完善稳岗返还、专项贷款、就业和社保补贴等政策。
降低企业用地原材料成本
<ul style="list-style-type: none"> 持续推进工业用地由出让为主向出让、租赁并重转变。研究地下空间开发利用政策，实行向下递减的地价优惠政策。
推进物流提质增效降本
<ul style="list-style-type: none"> 研究制定《有效降低全社会物流成本行动方案

一、最新中国法令

- [2024年コスト削減のための重点的な取組みに関する国家発展・改革委員会弁公庁など4部門による通知](#)

【発布機関】国家発展・改革委員会弁公庁、工業・情報化部弁公庁、財政部弁公庁、中国人民銀行弁公庁

【発布番号】発改弁運行〔2024〕428号

【発布日】2024-05-13

【概要】本通知では、税制優遇政策の妥当性・有効性の向上、制度的な取引コストの持続的削減、企業における人件費負担の緩和、企業の用地・原材料コストの削減、物流の質・効率向上及びコスト削減など、7つの面に焦点を当てている。それには、以下のものが含まれる。

税制優遇政策の最適化
<ul style="list-style-type: none"> 先進的技術・設備及び資源品の輸入関税を適切に引き下げる。
金融サービスの継続的改善
<ul style="list-style-type: none"> 全国一体化融資信用サービスプラットフォームネットワークを整備し、企業に係る信用情報の共有範囲を拡大する。 動産融資統一登記公示システム及び売掛金融サービスプラットフォームの機能を最適化する。
制度的な取引コストの持続的削減
<ul style="list-style-type: none"> 公正な競争が確保された市場環境を創出する。市場参入制度の完備に関する意見をまとめ、新版の市場参入ネガティブリストを修正し、全域を対象として、市場参入・効果評価を推進する。主力分野における独占禁止法上の監督管理を強化する。企業に対する不平等な扱いが含まれる行政法規、規則、規範文書及び政策文書の見直しを行う。 外国投資者の対中投資環境を最適化する。外資参入ネガティブリストのリスト項目を引き続き減らし、製造業分野における外資参入制限措置を全面的に撤廃し、係るサービス業の市場参入規制を緩和する。外商投資奨励産業目録の対象範囲を拡大する。外国投資者の対中投資に対するサポート及び保障を強化する。
企業における人件費負担の緩和
<ul style="list-style-type: none"> 失業保険、労災保険料の段階的な引き下げ政策の実施期間を延長し、2025年年末まで実施する。 雇用安定の払い戻し、特別ローン、就業・社会保険手当などの政策を整備し、着実に実施する。
企業の用地・原材料コストの削減
<ul style="list-style-type: none"> 工業用地について、払い下げを中心とした制度から、払い下げ、レンタルの併存する制度への転換を持続的に推進する。地下スペースの開発利用政策を研究し、土地価格の優遇政策（土地価格の逡減）を実施する。
物流の質・効率向上及びコスト削減
<ul style="list-style-type: none"> 「社会全体の物流コストの効果的な削減に向けた

案》。
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 大力发展多式联运，支持引导多式联运“一单制”、“一箱制”发展。
支持企业转型升级降本、引导企业提高生产经营效率
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 强化对制造业企业技术改造的资金支持，落实技术改造投资相关税收优惠政策。 ▪ 深入实施智能制造工程，支持企业建设智能工厂和智慧供应链。实施制造业数字化转型行动。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<https://zfxxgk.ndrc.gov.cn/web/iteminfo.jsp?id=20388>

行動計画」を作成する。
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 複合一貫輸送の普及に力を入れ、複合一貫輸送における物流のワンストップ化(「一枚の書類」、「ひとつのコンテナ」で最後まで手続きをワンストップで完結させる)の推進を後押しする。
企業の構造転換・高度化によるコスト削減を後押しし、生産経営効率を向上させる方向へと企業を誘導する
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 製造業企業の技術改良に対する資金面の支援を強化し、技術改良のための投資に対する税収優遇政策を着実に実施する。 ▪ 製造のスマート化を強力に推進し、企業におけるスマート工場及びサプライチェーンのインテリジェント化を後押しする。製造業デジタル化のための計画を実施する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<https://zfxxgk.ndrc.gov.cn/web/iteminfo.jsp?id=20388>

● [工业和信息化部关于印发《工业和信息化领域数据安全风险评估实施细则（试行）》的通知](#)

【发布单位】工业和信息化部
【发布文号】工信部网安〔2024〕82号
【发布日期】2024-05-24
【实施日期】2024-06-01
【内容提要】根据该细则：

适用范围
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 该细则适用于对中国境内工业和信息化领域重要数据和核心数据处理者数据处理活动开展的数据安全风险评估。 ▪ 对一般数据处理者数据处理活动开展的数据安全风险评估可参照该细则实施。 ▪ 涉及军事、国家秘密信息等数据处理活动，按照国家有关规定执行。
评估内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 重要数据和核心数据处理者按照有关规定，对数据处理活动的目的和方式、业务场景、安全保障措施、风险影响等要素，开展数据安全风险评估。 ▪ 该规定明确了“数据处理目的、方式、范围是否合法、正当、必要”等8项重点评估内容。
评估频次
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 重要数据和核心数据处理者每年至少开展一次数据安全风险评估，评估结果有效期为一年，以评估报告首次出具日期计算。 ▪ 在有效期内出现“新增跨主体提供、委托处理、转移核心数据”等五项情形的，重要数据和核心数据处理者应当及时对发生变化及其影响的部分开展风险评估。
评估方式
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 重要数据和核心数据处理者可以自行或者

● [「工業・情報化分野におけるデータセキュリティリスク評価実施細則（試行）」公布に関する工業・情報化部による通知](#)

【発布機関】工業・情報化部
【発布番号】工信部網安〔2024〕82号
【発布日】2024-05-24
【実施日】2024-06-01
【概要】本細則によると、以下の通りである。

適用範囲
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 本細則は、中国国内における工業・情報化分野の重要データ及びコアデータ取扱者による取扱い活動に対するデータセキュリティリスク評価に適用する。 ▪ 一般データ取扱者のデータ取扱活動に対するデータセキュリティリスク評価は、本細則に照らし実施することができる。 ▪ 軍事、国家秘密情報などのデータ取扱活動は、国の関係規定に従い実施する。
評価内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 重要データ及びコアデータの取扱者は、関係規定に従い、データ取扱活動の目的及び方式、業務場面、安全保障措置、リスク影響などの要素を対象に、データセキュリティリスク評価を行う。 ▪ 本規定において、「データ取扱の目的、方式、範囲は、合法、正当、必要であるか」など、8つの重点評価項目を明確にしている。
評価頻度
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 重要データ及びコアデータの取扱者は毎年少なくとも1回、「データセキュリティリスク評価」を実施し、評価結果の有効期間は、評価報告の初回発行日から起算して、1年間とする。 ▪ 有効期間内に、「横断的提供、委託処理、コアデータの移転」など5つの状況が発生した場合、重要データ及びコアデータ取扱者は、変更が生じた及びそれによる影響を受けた部分に対するリスク評価を速やかに実施しなければならない。
評価方式
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 重要データ及びコアデータ取扱者が独自に行う又

委托具有工业和信息化数据安全工作能力的第三方评估机构开展评估。

【法令全文】请点击以下网址查看：

https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2024/art_414d957b786c4a549c37acd5c6e80c71.html

- [工业和信息化部办公厅、交通运输部办公厅、商务部办公厅关于印发《制造业企业供应链管理提升指南（试行）》的通知](#)

【发布单位】工业和信息化部办公厅、交通运输部办公厅、商务部办公厅

【发布文号】工信厅联运行〔2024〕25号

【发布日期】2024-05-20

【内容提要】制造业企业供应链管理是制造业企业利用信息技术等手段，全面规划产品设计、采购、生产、销售、服务等供应链环节中的商流、物流、资金流、信息流等，并进行计划、组织、协调与控制的各种活动和过程。该指南以推进制造业高端化、智能化、绿色化发展为导向，从多维协同、精益化、数字化、绿色化、全球化、韧性和安全水平6个方向引导制造业企业提升供应链管理提升水平。还制定了制造业企业供应链管理提升参考指标体系，供企业实践中参考。

【法令全文】请点击以下网址查看：
制造业企业供应链管理提升指南（试行）

https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2024/art_ad63464eda124d2db5ed45bda05a51a1.html
官方解读

https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcid/art/2024/art_070c44d9755d442cb26cb3261c0fd51a.html

- [上海市商务委员会等七部门关于印发《关于进一步促进上海市首发经济高质量发展的若干措施》的通知](#)

【发布单位】上海市商务委员会等七部门

【发布文号】沪商规〔2024〕4号

【发布日期】2024-05-20

【实施期间】2024-05-17至2029-04-30

【内容提要】该通知提出若干措施，吸引更多高品质、高流量的国内外品牌参与活动，来沪首发、首秀、首展、首店。包括给予资金奖励、场地租赁/展场搭建/宣传推广等补贴、优化首发活动报批报备管理等。

は工業・情報化データセキュリティ対応能力を有する第三者評価機関に委託して評価を行うことができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2024/art_414d957b786c4a549c37acd5c6e80c71.html

- [「製造業企業サプライチェーンマネジメント水準向上のガイドライン（试行）」公布に関する工業・情報化部弁公庁、交通運輸部弁公庁、商務部弁公庁による通知](#)

【发布機関】工業・情報化部弁公庁、交通運輸部弁公庁、商務部弁公庁

【发布番号】工信厅聯運行〔2024〕25号

【発布日】2024-05-20

【概要】製造業企業のサプライチェーンマネジメントとは、製造業企業が情報技術などの手段を利用して、製品設計、調達、生産、販売、サービスなどのサプライチェーン全体で、商流、物流、お金の流れ、情報の流れを管理する（計画、調整、制御）ことを指す。本ガイドラインは、製造業の高度化、スマート化、エコ化推進のもとで、多角的な連携、リーン化、デジタル化、グリーン化、グローバル化、強靱性、安全水準の6つを目標に掲げ、サプライチェーンマネジメント水準を向上させる方向へと製造業企業を誘導としている。また、企業の実務対応の参考になるように、製造業企業のサプライチェーンマネジメント水準の判断基準を一覧表にまとめている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
製造業企業サプライチェーンマネジメント水準向上のガイドライン（试行）

https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2024/art_ad63464eda124d2db5ed45bda05a51a1.html
公式解説

https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcid/art/2024/art_070c44d9755d442cb26cb3261c0fd51a.html

- [「FIRST in Shanghai」イベントを通じて、経済の良質な発展をさらに促進するための若干措置」公布に関する上海市商務委員会など7つの部門による通知](#)

【发布機関】上海市商務委員会等7つの部門

【发布番号】滬商規〔2024〕4号

【発布日】2024-05-20

【实施期間】2024-05-17から2029-04-30まで

【概要】本通知において、より多くの良質で、集客力が高い国内・外のブランド企業による「FIRST in Shanghai」イベントへの参加、及び上海での新製品発表会、お披露目、初出展、初出店を後押しするための施策を打ち出している。それには、奨励金、場所のレンタル/展示会ブースの設置/宣伝・プロモ

ーションなどの助成金、新商品発表会イベントの許可申請、届出管理の最適化などが含まれる。

【法令全文】请点击以下网址查看：
关于进一步促进上海市首发经济高质量发展的若干措施

<https://sww.sh.gov.cn/zwqkhsqwji/20240520/41706e7ee3c840ba9016585d83dec26e.html>

官方图解

<https://sww.sh.gov.cn/zcidgnmygl/20240523/a05adb510e3e48d48efa1e011866b701.html>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
「FIRST in Shanghai」イベントを通じて、経済の良質な発展をさらに促進するための若干措置

<https://sww.sh.gov.cn/zwqkhsqwji/20240520/41706e7ee3c840ba9016585d83dec26e.html>

図解による公式解説

<https://sww.sh.gov.cn/zcidgnmygl/20240523/a05adb510e3e48d48efa1e011866b701.html>

● [北京市商务局等发布《投资北京·北京外商投资指南（2023-2024）（中英文版）》](#)

【发布单位】北京市商务局、北京市投资促进服务中心

【发布日期】2024-05-23

【内容提要】该指南主要包括“走进北京”、“投资北京”、“政策支持”、“投资服务”四部分，其中：

- “投资北京”部分介绍了重点领域和投资区域；
- “政策支持”部分明确了产业规划、外商投资、总部经济等方面内容；
- “投资服务”部分包括打造国际一流营商环境、投资流程、在京生活、投资成本、服务机构等方面内容。

【法令全文】请点击以下网址查看：

https://www.beijing.gov.cn/fuwu/lqfw/gqgs/202405/t20240523_3692005.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

● [广东高院发布第一批广东法院法答网问答精选](#)

日前，广东高院发布[广东法院法答网问答精选（第一批）](#)，从全省法院优秀咨询答疑中精选 9 个热点难点咨询答疑予以发布。包括：

● [北京市商务局等「北京への投資・外国投資者の北京での対中投資ガイドライン\(2023-2024\) \(中英文版\)」を公布した](#)

【発布機関】北京市商务局、北京市投資促進サービスセンター

【発布日】2024-05-23

【概要】本ガイドラインは、主として「北京進出」、「北京への投資」、「政策上のサポート」、「投資サービス」の 4 つの部分から構成される。具体的には、以下の通り。

- 「北京への投資」部分では、主要分野及び投資区域について紹介している。
- 「政策上のサポート」部分では、産業計画、外国投資者の対中投資、本部経済などの内容が記載されている。
- 「投資サービス」部分では、国際的に一流のビジネス環境の創出、投資プロセス、北京での生活、投資コスト、サービス機関などの内容が記載されている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

https://www.beijing.gov.cn/fuwu/lqfw/gqgs/202405/t20240523_3692005.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

● [広東省の高等裁判所が、広東省の裁判所の「法律相談・交流サイト」に寄せられた質疑応答内容のうち参考となるものを公表した（第一陣）](#)

先頃、広東省の高等裁判所が、[広東省の裁判所の「法律相談・交流サイト」に寄せられた質疑応答内容のうち参考になるもの（第一陣）](#)を公表した（即ち、省全域の裁判所に寄せられた質疑応答内容のうち、世間で

- 调解协议书已经履行完毕，申请司法确认仍可裁定协议有效吗？
- 公司被强制清算的，是否可以对其分公司强制清算？
- 公司清算造成债权人利益受损，责任如何认定？
- 没有财务职权的公司工作人员使用电子邮件对公司欠款进行对账确认的行为是否属于职务行为？能否依据电子邮件认定该行为构成表见代理？
- 未实缴出资的股东在出资期限届满前转让股权，能否被追加为被执行人？

(里兆律师事务所 2024 年 05 月 24 日编写)

三、里兆解读

- [解读数据跨境新规下外资企业的关注要点](#)

内容提要

中国国家互联网信息办公室（以下简称“CAC”）于 2024 年 3 月 22 日发布《[促进和规范数据跨境流动规定](#)》（以下简称“数据跨境新规”），并发布配套文件《数据出境安全评估申报指南（第二版）》、《[个人信息出境标准合同备案指南（第二版）](#)》，对此前的数据出境相关监管措施进行了适时调整。本文旨在对数据跨境新规下外资企业的关注要点进行解读。

正文

根据中国《个人信息保护法》的规定，企业向境外提供个人信息的，应依法完成数据出境安全评估、个人信息出境标准合同签订或个人信息保护认证等数据出境申报手续（以下简称“申报手续”）。为落实前述法律要求，CAC 发布了《数据出境安全评估办法》《个人信息出境标准合同办法》，并联合国家市场监督管理总局发布了《关于实施个人信息保护认证的公告》，不少外资企业也根据该等规定着手进行相关申报手续。在此过程中，CAC 结合在实际工作中发现的问题，决定适当放宽数据跨境流动条件，在保障国家数据安全的前提下便利数据跨境流动，降低企业合规成本，并发布了数据跨境新规。

きく注目されている問題（難題を含む）に係る 9 つの事例を選定して掲載している）。

- 調停協議書の履行が完結済みの状況下で、司法確認手続きによって協議書が有効である旨の裁定を下すことは可能なのか？
- 会社が強制清算の対象になった場合、自社の分公司の強制清算を行うことは可能か？
- 会社の清算によって、債権者の利益が害された場合における責任の認定方法？
- 財務上の職権を有しない会社の従業員が、電子メールで、会社の未払金に係る帳簿突合せ確認を行ったことは、職務上の行為に該当するののか？電子メールに基づき、当該行為は表見代理に該当するとの判定を下すことは可能なのか？
- 出資金の支払い未完成の株主が、出資期限満了前に、出資持分を譲渡した場合、当該株主を被執行人に加えることは可能か？

(里兆法律事務所が、2024 年 5 月 24 日付で作成)

三、里兆解説

- [データ越境新規定において外資系企業が注意すべきポイントを考察する](#)

概要

中国国家インターネット情報弁公室(以下「CAC」という)は 2024 年 3 月 22 日に「[データ越境流動の促進と規範化についての規定](#)」(以下「データ越境新規定」という)を發布し、且つ関係文書「データ越境移転安全評価申告ガイドライン(第 2 版)」、「[個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン\(第 2 版\)](#)」を發布するなど、これまでのデータ越境移転に関する監督管理措置を順次調整した。本文は、データ越境新規定において外資系企業が注意すべきポイントを考察することを目的としている。

本文

中国の「個人情報保護法」の規定によると、企業が国外に個人情報を提供する場合、法に依拠し、データ越境移転安全評価、個人情報越境移転標準契約の締結、又は個人情報保護認証などのデータ越境移転申告手続き(以下「申告手続き」という)を完成させなければならない。前述の法的要求を着実に実施するために、CAC は「データ越境移転安全評価弁法」、「個人情報越境移転標準契約弁法」を發布し、且つ国家市場監督管理総局と連携して「個人情報保護認証の実施に関する公告」を發布し、多くの外資系企業もこれらの規定に基づき、関連申告手続きの実施に着手した。その過程で、CAC は実際の作業において見つかった問題点を踏まえ、データ越境移転の条件を適切に緩和し、国のデータセキュリティを保障する前提のもと、データ越境移転を便利にし、企業のコンプライアンスコストを抑えることを決定し、且つデータ越境新規定を發布した。

有鉴于此，我们结合实务经验，对外资企业的关注要点进行解读。需要注意的是，考虑到大多数外资企业不属于关键信息基础设施运营者，本文将基于作为数据处理者的企业不属于关键信息基础设施运营者这一前提进行分析。

一、豁免完成申报手续的情形

根据数据跨境新规第 5 条之规定，作为数据处理者的企业向境外提供不含重要数据的个人信息时，若满足以下任一条件，可豁免申报手续：

1. 为订立、履行个人作为一方当事人的合同，如跨境购物、跨境寄递、跨境汇款、跨境支付、跨境开户、机票酒店预订、签证办理、考试服务等，确需向境外提供个人信息的；
2. 按照依法制定的劳动规章制度和依法签订的集体合同实施跨境人力资源管理，确需向境外提供员工个人信息的；
3. 紧急情况下为保护自然人的生命健康和财产安全，确需向境外提供个人信息的；
4. 数据处理者自当年 1 月 1 日起累计向境外提供不满 10 万人个人信息（不含敏感个人信息）的。

对企业而言，在不向境外提供重要数据的前提下，判断是否能够豁免申报手续，首先应根据上述第 4 个条件确认企业当年累计出境的个人信息数量及类型。若企业当年累计出境的个人信息不满 10 万人且不含敏感个人信息，则无需完成申报手续；若企业当年累计出境的个人信息超过 10 万人（含本数），或包含任意数量的敏感个人信息¹，则只有在满足第 1、第 2 或第 3 个条件的情况下，才无需完成申报手续。

二、人力资源数据出境的关注要点

绝大多数的外资企业存在向境外总部提供人力资源数据的客观需求，跨境新规也为此规定了豁免申报手续的情形。但是，企业需要注意，并非所有的人力资源数据出境行为都在豁免范围之内。

¹ 《个人信息出境标准合同备案指南（第二版）》规定，只有同时满足“自当年 1 月 1 日起，累计向境外提供 10 万人以上、不满 100 万人个人信息（不含敏感个人信息）的”及“自当年 1 月 1 日起，累计向境外提供不满 1 万人敏感个人信息的”两个条件，才需要进行个人信息出境标准合同备案，这与数据跨境新规第 8 条只需满足其中任一条件的规定似乎存在冲突。即是说，当企业当年累计出境的敏感个人信息不满 1 万人，且累计出境的个人信息不满 10 万人时，根据数据跨境新规需要进行个人信息出境标准合同备案，而根据前述指南似乎不需要。该问题还有待 CAC 进行进一步释明。

¹ 「個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン（第 2 版）」の規定によると、「当該年度の 1 月 1 日から累計 10 万人以上、100 万人未満の個人情報（機微な個人情報を含まない）を国外に提供する場合」と「当該年度の 1 月 1 日から累計 1 万人未満の機微な個人情報を国外に提供する場合」の 2 つの条件を同時に満たしたときのみ、個人情報越境移転標準契約の届出を行う必要がある。これは、データ越境新規第 8 条の、いずれかの条件を満たすだけでよいという規定と矛盾しているようでもある。つまり、企業が当該年度に国外に提供した機微な個人情報（機微な個人情報を含まない）が累計 1 万人未満、かつ国外に提供した個人情報が累計 10 万人未満の場合、データ越境新規によるならば個人情報越境移転標準契約の届出を行う必要があるが、前述のガイドラインによるとその必要はないようでもある。この問題は、CAC からの更なる解釈が待たれる。

そこで、筆者は実務経験を踏まえ、外資系企業が注意すべきポイントを考察する。なお、多くの外資系企業は重要情報インフラ運営者には該当しないことを考慮し、本文ではデータ取扱者である企業は重要情報インフラ運営者に該当しないという前提に基づき分析を行う。

一、申告手続きが免除される状況

データ越境新規第 5 条の規定によると、データ取扱者である企業が重要なデータを含まない個人情報（機微な個人情報）を国外に提供する場合、以下のいずれかの条件を満たすときは、申告手続きが免除される。

1. 越境 EC、越境デリバリー、海外送金、越境決済、越境口座開設、航空券・ホテルの予約、ビザの申請、検定試験サービスなど、個人が一方の当事者となって契約を締結し、履行するうえで、国外に個人情報を提供しなければならないとき。
2. 法に依拠して制定された労働規則制度、及び法に依拠して締結された労働協約に基づき人的資源管理を実施するうえで、国外に従業員の個人情報を提供しなければならないとき。
3. 緊急時において自然人的生命の健康と財産の安全等を守るために、国外に個人情報を提供しなければならないとき。
4. データ取扱者が当該年度の 1 月 1 日から国外に提供する個人情報（機微な個人情報を含まない）が累計 10 万人未満であるとき。

企業の立場から見て、国外に重要データを提供しないという前提の下で、申告手続きが免除されるかどうかを判断するには、まず上記 4 つ目の条件に照らし、企業が当該年度に国外に提供した個人情報の累計数と種類を確認しなければならない。もしも企業が当該年度において国外に提供した個人情報が累計 10 万人未満であり、且つ機微な個人情報が含まれていないならば、申告手続きを完成させる必要はない。企業が当該年度に国外に提供した個人情報が 10 万人以上であり、機微な個人情報がいくらかでも含まれていると¹、1 つ目、2 つ目、又は 3 つ目の条件を満たしている場合にのみ、申告手続きを完成させなくてよい、ということになる。

二、人的資源データの越境移転の際に注意すべきポイント

大多数の外資系企業は、人的資源データを国外本部に提供しなければならないという現実的なニーズがあり、データ越境新規では、これを理由に申告手続きが免除される状況についても定めている。ただし、すべての人的資源データの越境移転行為がいずれも免除される範囲にあるわけではないことに注意が必要である。

数据跨境新规第5条所豁免的人力资源数据出境行为，将数据主体限定在“员工”这一范畴。但是，企业向境外提供的人力资源数据，除了涉及与企业签订劳动合同的正式员工外，往往还涉及派遣工、外包工、实习生、应聘者、员工家属、员工紧急联系人等人员。除了正式员工外，其他人员是否能够被认为属于“员工”，仍有待实践释明。

我们倾向性地认为，实习生、应聘者、员工家属、员工紧急联系人被认定为“员工”的可能性较低，企业应该审慎出境其个人信息，并结合数据跨境新规规定的其他条件判断是否能够豁免申报手续。

三、申报手续之外的合规责任

企业根据数据跨境新规能够豁免申报手续的，并不意味着企业就其数据出境行为无需承担其他合规责任。

首先，根据中国《个人信息保护法》的规定，企业应向个人信息主体告知向境外提供其个人信息的目的、方式、种类等，并就该出境行为取得个人信息主体的单独同意。对企业而言，常见的告知方式包括制定隐私政策、个人信息处理告知书等；而在取得单独同意前，企业还可以根据《个人信息保护法》判断是否能够适用豁免同意的情形。

其次，就人力资源数据出境场景，由于豁免的前提之一为“按照依法制定的劳动规章制度和依法签订的集体合同实施”，我们建议企业完善劳动规章制度等文件，如，增加数据出境管理相关规定。

再次，企业应就数据出境场景依法开展个人信息保护影响评估，充分评估数据出境场景可能存在的风险，并采取相应的改进措施。个人信息保护影响评估可以参考《数据出境安全评估申报指南（第二版）》《个人信息出境标准合同备案指南（第二版）》的要求实施。

四、已进行的申报手续之应对方式

数据跨境新规施行前，若企业已通过数据出境安全评估或个人信息出境标准合同备案，可以根据原申报内容开展数据出境活动。若企业已提交数据出境安全评估或个人信息出境标准合同备案但仍未结束该等程序，而根据数据跨境新规无需完成申报手续的，企业可以自行选择继续或撤回。

データ越境新規定第5条で免除された人的資源データの越境移転行為は、データの主体を「従業員」という範囲に限定している。ただし、企業が国外に提供する人的資源データは、企業と労働契約を締結した正式な従業員のほか、派遣労働者、アウトソーシング労働者、インターン、応募者、従業員の家族、従業員の緊急連絡先などの者も含まれていることが多い。正式な従業員以外の者が「従業員」と認定され得るかどうかは、実務運用を経ながら明らかになっていくことを待つ必要がある。

筆者の認識では、インターン、応募者、従業員の家族、従業員の緊急連絡先が「従業員」と認定される可能性はおそらく低いであろうと思われ、企業は、その個人情報越境移転を慎重に取扱い、データ越境新規定に定める他の条件を踏まえながら、申告手続きが免除されるかどうかを判断しなければならない。

三、申告手続き以外のコンプライアンス責任について

企業がデータ越境新規定に依拠し申告手続きが免除されることは、企業がそのデータ越境移転行為について他のコンプライアンス責任を負う必要がないことを意味するものではない。

まず、中国の「個人情報保護法」の規定によると、企業は個人情報主体に対し、その個人情報を国外に提供する目的、方式、種類などを告知し、その越境移転行為について個人情報主体の個別の同意を取得しなければならない。企業にとって、よくある告知方式として、プライバシーポリシー、個人情報取扱告知書を制定することなどが含まれる。また、個別の同意を取得する前に、企業は「個人情報保護法」に基づき、同意の免除が適用される状況かどうかを判断することもできる。

次に、人的資源データの越境移転が行われる場面にについて、免除の前提の一つは「法に依拠して制定された労働規則制度、及び法に依拠して締結された労働協約に基づき実施すること」であるため、企業は、データ越境移転管理に関する規定を追加するなどし、労働規則制度等の文書を整備しておくのがよい。

さらに、企業はデータ越境移転が行われる場面に對し、法に依拠して個人情報保護影響評価を実施し、データ越境移転が行われる場面に存在し得るリスクを十分に評価し、且つ相応の改善措置を講じなければならない。個人情報保護影響評価は、「データ越境移転安全評価申告ガイドライン（第2版）」、「個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン（第2版）」の要求に倣って実施することができる。

四、すでに実施済の申告手続きの対処方法

データ越境新規定が施行される前に、企業がデータ越境移転安全評価又は個人情報越境移転標準契約届出を通過している場合、元の申告内容に基づいてデータ越境移転活動を行うことができる。企業がデータ越境移転安全評価又は個人情報越境移転標準契約届出を提出したが、これら手続きはまだ完了しておらず、だが、データ越境新規定によるならば申告手続きを完成さ

需要特别提醒的是，若企业已完成的申报手续中，存在全部或部分不通过的情形（如，我们了解到此前不少外资企业的人力资源数据出境场景中，存在部分字段的出境不被 CAC 认可的情况），而该等情形根据数据跨境新规无需完成申报手续的，我们倾向于认为企业可以依法进行出境。

结语

中国的数据出境相关监管措施处于动态调整的过程，企业应根据不时调整的监管要求适时进行应对。此外，根据数据跨境新规之规定，自由贸易试验区将以负面清单模式进行数据出境管理，值得有较大规模的数据出境需求的外资企业关注。考虑到中国数据出境监管的复杂性与专业性，企业也可以与律师等专业人员协作，以更好地应对监管活动。

（作者：里兆律师事务所 董红军、郑旭斌）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 裁员、解除劳动合同、经济补偿金等
- 修订公司章程、设置职工董事或职工监事等

せる必要がない場合、企業は手続きをそのまま継続させるか又は撤回するかを独自に選択することができる。

特に注意しなければならないこととして、企業が完成させた申告手続きにおいて、全部又は一部が通過しないという状況もあり（例えば、筆者が把握した情報によると、これまで少なからぬ外資系企業の人的資源データ越境移転が行われる場面において、一部の文面の越境移転が CAC に認めてもらえないという状況が存在している）、これら状況がデータ越境新規定によると申告手続きを完成させる必要がないものである場合、筆者の認識としては、企業は法に依拠し越境移転させることができるものと考えられる。

終わりに

中国におけるデータ越境移転に関する監督管理措置は動的調整がなされる過程にあり、企業は折につけ調整される監督管理要求に基づき適時に対応しなければならない。また、データ越境新規定によると、自由貿易試験区はネガティブリストの形式でデータの越境移転管理を行う予定であり、大規模なデータ越境移転のニーズある外資系企業にとって関心を払うに値する。中国におけるデータ越境移転監督管理の複雑さと専門性を考慮すると、企業は監督管理活動によりよく対処できるよう弁護士などの専門家と協力するのもよい。

（作者：里兆法律事務所 董红军、鄭旭斌）

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 人員削減、労働契約の解除、経済補償金など
- 会社定款の修正、従業員董事又は従業員監事の設置など